

# 平成27年6月議会

## 第2委員会報告資料

	ページ
1 平成27年度臨時福祉給付金の給付事業について	・・・1
2 福岡市保健福祉総合計画策定の進捗状況の報告について	・・・2
（報告関係付属資料）	
平成27年3月17日保健福祉審議会総会資料	
（福岡市 保健福祉総合計画（案））・・・別添1	
3 第3回福岡市国家戦略特別区域会議の結果について（医療分野）	・・・4
（報告関係付属資料）	
福岡市国家戦略特別区域会議（第3回）資料（医療関係を抜粋）・・・別添2	

保 健 福 祉 局



# 1 平成 27 年度臨時福祉給付金の給付事業について

## 1 給付金の趣旨

平成 26 年 4 月に消費税率が 8 % に引き上げられたことによる低所得者の負担を軽減するため、複数税率などの対策が講じられるまでの間の暫定的・臨時的な措置として、平成 26 年度から実施されている給付措置。

## 2 支給対象者等

	平成 27 年度	【参考】平成 26 年度
支給対象者	平成 27 年 1 月 1 日において、住民基本台帳に記録されており、平成 27 年度の市町村民税（均等割）が課税されていない者 ※市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族及び生活保護制度内で対応される被保護者等を除く。	平成 26 年 1 月 1 日において、住民基本台帳に記録されており、平成 26 年度の市町村民税（均等割）が課税されていない者 ※市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族及び生活保護制度内で対応される被保護者等を除く。
支給額	支給対象者一人につき 6, 000 円 ※加算なし	支給対象者一人につき 10, 000 円 支給対象者のうち老齢・障害・遺族基礎年金や児童扶養手当等の受給者については、一人につき 5, 000 円を加算
想定対象者数	約 305, 000 人	約 303, 000 人

## 3 給付スケジュール

6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
◆ 12 日	平成 27 年度市県民税 納税通知書発送（税額決定）								
		← コールセンター開設（8 月 3 日～2 月 29 日） →							
		↔ 申請書発送（※） ↔							
		← 各区役所・出張所に申請受付・相談窓口設置（8 月 17 日～12 月 25 日） →							
		← 申請受付（9 月 1 日～2 月 1 日） →							
		← 給付金支払（口座振込等）（10 月 1 日～年度末） →							

※給付金の対象となる可能性がある世帯には、8 月中旬から下旬にかけて市から郵送（申請用の返信用封筒を同封）

## 2 福岡市保健福祉総合計画策定の進捗状況の報告について

### (1) 概要

福岡市では、住み慣れた家庭や地域で誰もが安心して暮らし続けることができる健康福祉のまちづくりをめざし、保健福祉行政のマスタープランである福岡市保健福祉総合計画や、それぞれの分野毎に実施計画を策定し、各種施策に取り組んでいる。

しかしながら、少子高齢化は更に進行しており、本市の人口構成は、平成 37 年には 4 人に 1 人が高齢者となり、要介護認定者数、単身高齢者世帯数も平成 26 年比でほぼ 2 倍となるなど、これまでに経験のない超高齢社会の到来が見込まれ、こうした社会情勢の変化に的確に対応していくことが、より一層重要となってくる。

平成 28 年度から始まる次期福岡市保健福祉総合計画（計画期間：平成 28 年度から平成 32 年度まで）は、こうした背景を踏まえ、平成 26 年度から福岡市保健福祉審議会でご審議いただき、計画の総論部分までご了承いただいているところである。

### (2) これまでの審議実績

日程	内容
平成 26 年 2 月議会	第 2 委員会報告（福岡市保健福祉総合計画等の改定について）
平成 26 年 4 月 2 日	総会（諮問）を開催
11 月 27 日	高齢者保健福祉専門分科会及び地域保健福祉専門分科会を合同開催
12 月 2 日	障がい者保健福祉専門分科会を開催
平成 27 年 2 月 4 日	障がい者保健福祉専門分科会を開催
2 月 5 日	高齢者保健福祉専門分科会及び地域保健福祉専門分科会を合同開催
3 月 17 日	総会を開催

### (3) 今後のスケジュール

平成 27 年				平成 28 年			
7~9 月		10~12 月		1~3 月		4~6 月	
保健福祉審議会				◇ 第 2 委員会報告		○ 答申	
←				⇔		◆ 計画策定 議会報告	
				⇔			
				⇔			

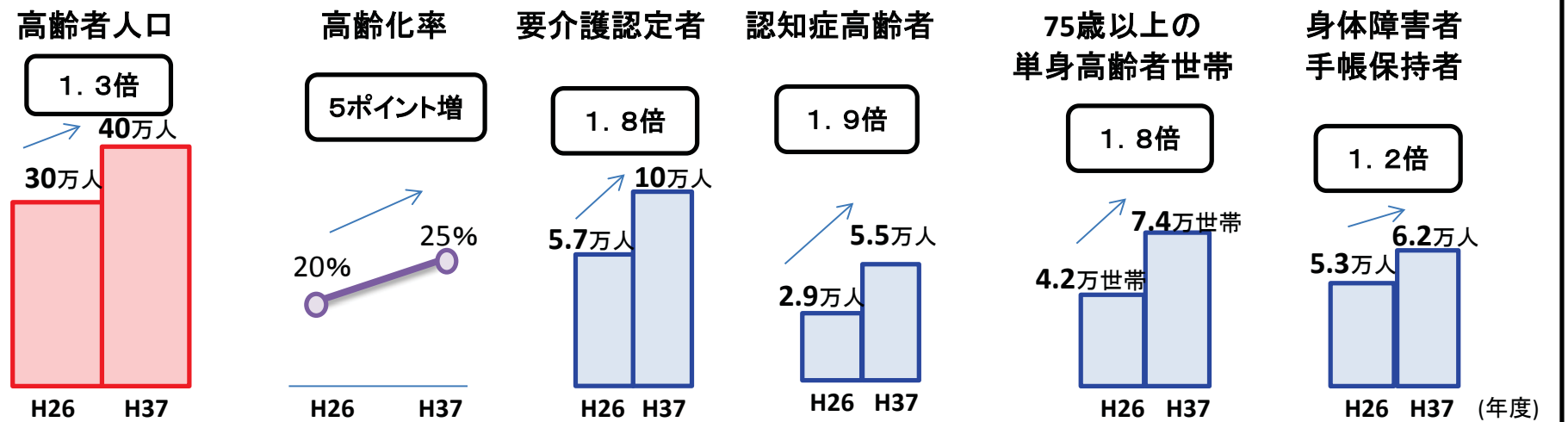
# 保健福祉総合計画の検討内容について

## 第1編 序論

### 社会構造の変化

- ◆これまでに経験したことのない超高齢社会の到来が目前に迫っている。
- ◆要介護認定者の増加をはじめ、単身高齢者や認知症高齢者の増加、高齢化に伴う高齢障がい者の増加など、支援が必要になる方々が増えていくことが予測されている。

【福岡市が10年後に迎える主な社会構造の変化】平成26年度(2014年度)～平成37年度(2025年度)

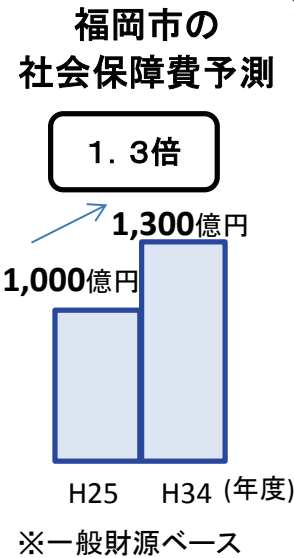


## 第2編 総論

### 計画がめざすもの

#### 10年後にもたらされる状況(懸念事項)

- ◆医療機関や介護施設などの受け皿不足や、介護人材などの働き手・支え手の供給が先細りし、地域社会を支える人材が不足
- ◆医療費・介護給付費などの社会保障費が増大
- ◆地域コミュニティ活動の担い手不足がさらに深刻化
- ◆障がい者自身の高齢化だけでなく、障がい者の親世代も高齢化



#### 10年後のあるべき姿

- ①生涯現役社会
  - ◆健康寿命の延伸に取り組み、いくつになっても地域で活躍できる社会
- ②「地域の力」「民間の力」が引き出される社会
  - ◆地域課題の解決に向けて、地域・民間企業がそれぞれ特色を生かし、社会貢献を行う社会
- ③福祉におけるアジアのモデルとなる社会
  - ◆支援が必要な誰もが安心して暮らしていける社会づくりを進め、アジアの国々のモデルとなる社会

### あるべき姿の実現に向けて取り組むこと

持続可能な社会保障制度と健康福祉のまちを実現するため、施策の方向性を定め、事業の「選択と集中」を図る

#### 施策の方向性と推進施策

- ①自立の促進と支援
  - ◆社会参加活動や健康づくり活動などを社会全体で支援
  - ・社会参加活動の支援
  - ・健康づくり、介護予防
  - ・認知症予防、支援
- ②地域で生活できる仕組みづくり
  - ◆様々な形で住民同士が助け合い・支え合い活動に参加できる仕組みづくり
  - ・地域包括ケアシステムの構築
  - ・地域活動における人材育成
  - ・ICT(情報通信技術)の活用等
- ③安全・安心のための社会環境整備
  - ◆ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化の推進
  - ・公共施設、公共交通機関の整備
  - ◆地域で住民同士が見守り支え合う仕組みづくり

### 3 第3回福岡市国家戦略特別区域会議の結果について（医療分野）

#### 1. 趣旨

第3回福岡市国家戦略特別区域会議において協議された医療分野における規制改革（病床規制の特例による病床の増床、外国医師の診療解禁の拡大）について報告するもの。

#### 2. 第3回福岡市国家戦略特別区域会議

##### (1) 日時

平成27年3月25日（水）18:00～18:46

##### (2) 場所

中央合同庁舎8号館8階特別大会議室

##### (3) 出席者

石破 茂 国家戦略特別区域担当大臣，山崎 建典 福岡県副知事，  
高島 宗一郎 福岡市長，竹中 賢治 地方独立行政法人福岡市立病院機構理事長，  
他6名

#### 3. 医療分野の規制改革に関する協議内容

##### (1) 病床規制の特例による病床の増床

地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「病院機構」）が、福岡市立こども病院において、双胎間輸血症候群（TTTS）における胎児鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術（FLP）による治療の実施及びその周産期管理を行うための病床として、6床の増床を行うことを区域計画に盛り込むことについて、合意された。

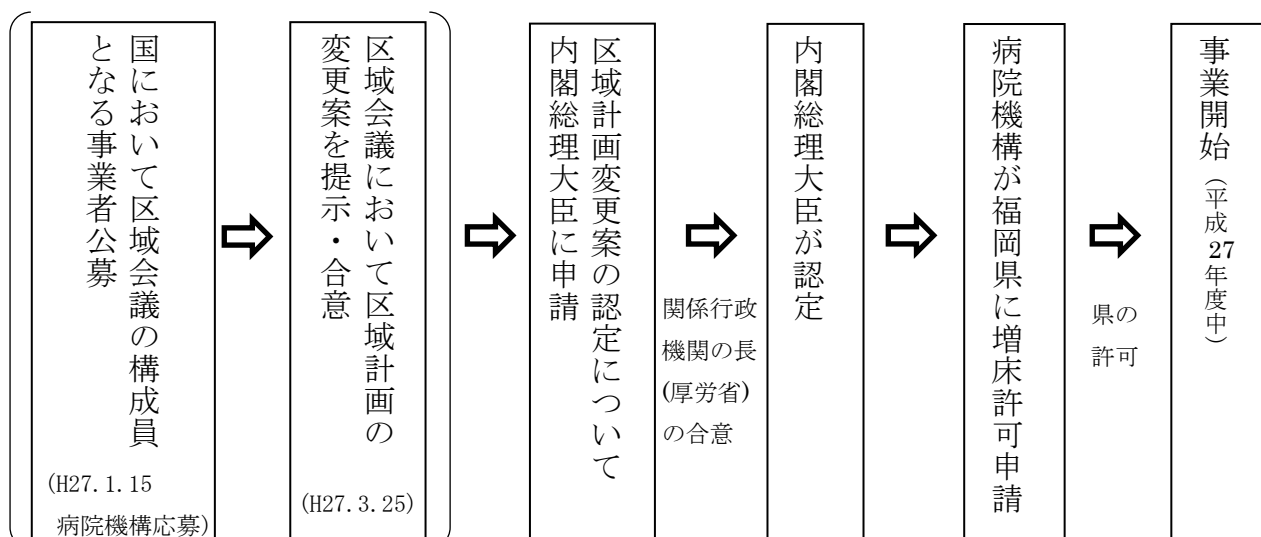
##### （参考）病床規制の特例について

国家戦略特別区域法第14条の規定により、以下の医療を提供する場合に当該医療に必要な病床数の範囲で、都道府県が当該病床数を基準病床数に加え、病床の新設や増床の許可に係る事務を行うことが可能となる。

- 世界最高水準の高度の医療であること
- 国内においてその普及が十分でないこと

今後、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けたのちに、病院機構から増床の申請を福岡県に対して行い、平成27年度中に増床を行うこととしている。

#### <今後の流れ>



## (2) 外国医師の診療解禁の拡大（追加の規制改革提案）

福岡市より、臨床教授等制度の対象病院を拡大することによる治験環境の改善について追加提案を行った。

今後、内閣府の国家戦略特別区域ワーキンググループで検討されることとなっている。

### ※ 今後のこども病院の病床数について

こども病院の病床については、新病院基本構想において最大 260 床が必要とされており、新病院の整備にあたり増床が必要とされる 70 床のうち 43 床を特例病床として増床することが、平成 21 年 11 月に承認されている。

これを受けて、新病院は、旧病院での 190 床にこの 43 床を加えた 233 床で、平成 26 年 11 月に開院した。今回の国家戦略特区の活用による 6 床増床も加え 239 床となるが、引き続き、開院後の状況等も踏まえながら、残る 21 床の確保に取り組んでいく。

## (参考) 国家戦略特区事業の概要

### 1. 国家戦略特区とは

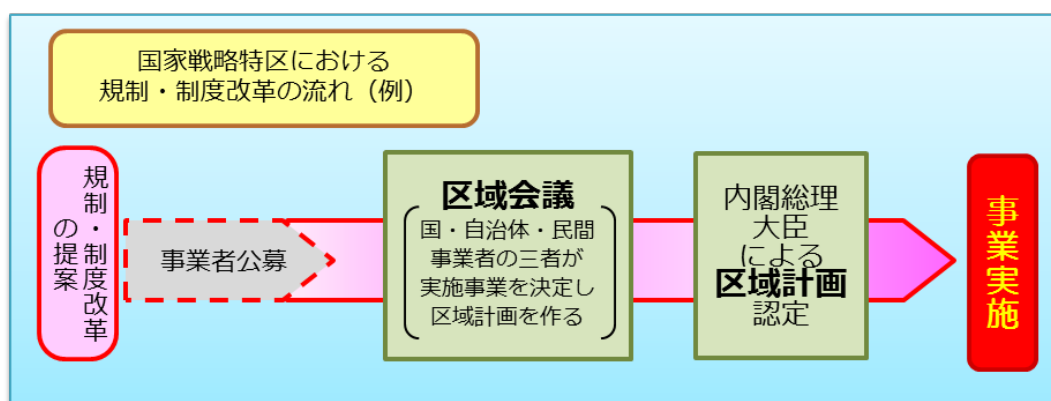
#### (1) 目的

大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るもの。

#### (2) 制度概要

国が指定した区域で、規制改革を伴う事業に取り組むもの。

具体的には、政令で定められた区域ごとに設置される国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び内閣総理大臣が公募等により選定する民間事業者で構成）において、国家戦略特別区域ごとに定められる区域方針に即した区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けて事業を実施するもの。



### 2. 福岡市の特区指定について

#### (1) 指定日

平成 26 年 5 月 1 日

#### (2) 概要

##### ① 名称

「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」

##### ② 目標

雇用条件の明確化などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る。

##### ③ 目標を実現させるための初期メニュー

福岡市においては、国から示された区域方針により、初期メニューとして以下の事業を行うことが求められている。

実施が見込まれる事業	関連する規制改革事項
創業後 5 年以内のベンチャー企業等に対する雇用条件の整備	雇用条件の明確化（雇用労働相談センターの設置など）
多様な外国人受入れのための在留資格の見直し	外国人起業家，外国人高度人材などの受入促進
外国人向け医療の提供	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認 外国医師の診察，外国看護師の業務解禁
まちなかの賑わいの創出	エリアマネジメントの民間開放（都市機能の高度化等を図るための道路の占用基準の緩和）など